

第35回秋田市地域公共交通協議会 議事要旨

開催の日時	令和3年2月9日(火) 午後1時30分から午後2時40分まで
開催の場所	秋田市役所 第3・4委員会室
委員の定数	23名
出席委員	20名(うち代理出席9名)
会議内容	1 開会 2 会長あいさつ 3 協議 (1) パブリックコメント等で寄せられた意見に対する対応について (2) 第3次秋田市公共交通政策ビジョン等の原案について 4 その他 5 閉会

	1 開会
	2 会長あいさつ
司会	これより、次第3の協議に入る。協議会設置要綱第4条第2項の規定により、協議の進行を会長にお願いする。
会長	3 協議 協議3 (1) パブリックコメント等で寄せられた意見に対する対応についておよび (2) 第3次秋田市公共交通政策ビジョン等の原案について、事務局から一括して説明願う。
事務局	(資料に沿って説明)
会長	協議内容について質問等はないか。
委員	資料4 P70の秋田南バイパスについて、道路改良と記載されているが、4車線化との記載は可能か。
事務局	可能だが、他事業は道路改良等の記載としている。統一を図る必要

があるため、他の実施主体と調整したい。

委員 道路改良だと具体性がないのではないかと。一般市民に分かりづらいため、具体名の記載は可能か。

事務局 個別事業の実施主体と調整したい。

委員 資料２・番号２のラウンドアバウトについての情報提供だが、商工会議所として、港湾道路の交差点を安全のためラウンドアバウトにできないかと要望を行っているところである。

資料２・番号７について、自転車活用推進計画で検討とあるが、どのようなものが盛り込まれる予定か。

事務局 来年度から、県の推進計画を基にして、自転車道の整備や安全・観光の視点等を盛り込んだ計画の策定を検討している。具体的には今後の検討となる。

委員 以前の計画にはコミュニティサイクル、レンタサイクルの記載があったと思うが、どこかに記載があるのか。それとも自転車活用推進計画に入れるのか。

事務局 コミュニティサイクルについては他都市の視察等を行いながら研究をしてきたが、１年の半分を雪に囲まれる秋田市では事業化が難しい。将来的に検討をしないということではないが、現時点では実現可能性が高くないため、今回の計画からは下ろしている。

自転車活用推進計画の作成検討においても、コミュニティサイクルについては事業性が難しいのではないかと考えている。

会長 資料４のP11に記載する関連計画に自転車活用推進計画は含まれないのか。

事務局 自転車活用推進計画は関連計画であると捉えているが、来年度から策定検討を行うものであり、現時点では関連計画としては記載していない。

委員 資料４のP10 アンケート結果で「日常的に利用可能な自家用車を持たない市民」、「送迎も難しい人」の割合が出ているが、ある地域に特定されているのか。また、ビジョンP68の事業はR8まで検討なのか。第3次計画では実施をしないのか。

事務局 アンケートについては秋田市全域を対象に実施した。細かい居住地等の個別属性は今回のアンケートでは把握していない。

タクシーの新たな生活交通の導入について、買物タクシーから移動環境をつくり、実証を具体化させていきたいと考えている。今の段階で言い切ることが難しいため、グレーの検討期間としている。

委員 買物タクシーの先行事例を把握しているか。

事務局 事業を検討するにあたり、様々な取組を参考にしているが、全てをそのまま行うのではなく、実証の中で課題を整理しながら、本市に合った方法を考えていきたい。

委員 「検討している」というのは、対象となる事業者に対する話し合いも進んでいるのか。

事務局 戦略・ビジョンの策定と並行して、来年度事業案や予算についても進めている。この中で関連する事業者とは会話をしており、実証に必要な経費等の算出も行っている。

委員 先程話にあった買物タクシーについて、県内では約200路線で乗合タクシーを運行している。この中で、市では買物に特化した路線をつくろう、ということだと思う。事業者として受け皿はあるので、協力していきたいと考えている。

委員 資料5 P69の24番にて、「公共交通に特化した運営会社の設立により共同経営をスタートする」とあり、実施が令和6年度からとなっている。現在、民間バス事業者などに委託して運行している路線があるが、これとの違いが分からない。令和6年度から実施の意味合いも含めて教えて欲しい。

事務局 路線バスについては、現在、民間バス事業者がバスを運行し、国・県・市が補助金を出している。ビジョン内に経営の考え方を置いたのは、持続可能性を持たせた公共交通を考えた際には、これまでの事業者と補助者の関係ではなく、違う形の経営体を模索していく必要があるのではないか、という主旨である。

新しくタクシーを公共交通に位置づけるという話をしたが、人口変化に応じてバス事業者だけでなくタクシー事業者にも入ってもらおう。行政も経営の考え方や運行の方針、料金設定方法等に参画しながら新

しい公共交通の経営体を検討していく時期に来ているのではないかと考えている。

ビジョンでは、令和6年度からの事業実施としているが、具体的にはこの先の検討の中で経営体のつくり方等を研究する考えであるため、令和6年度を目標に整理していきたい。

委員

民間バス事業者と秋田市とで協議をしながら進めていければと考えている。

路線バスについて分かりづらい部分があるため説明する。民間バス事業者では委託運行はなく、自社運行路線のみを走行している。補助金をいただいているが、路線バスの赤字の5～6割程度である。高速バス・貸切バス等で埋めているが、今の状況のままでは持続可能とはいかないため、独禁法も改正になったこともあり、秋田市と検討を進めてきた。

民間バス事業者でありながら他の路線も運行する、違う形態で走ることが出来るのか、法的な問題も含め、秋田市・タクシー・ハイヤー含めて、持続的に検討できるように進めていきたい。

委員

資料4 P46 の2、「にぎわいの創出に寄与する交通環境の実現」について、商工会議所ではかねてより中心市街地の一方通行の解除を県・市に要望しており、そのつもりはないとの回答を頂いている。交通環境も変わるため、引き続き検討を要望している。もし記載されるならばこの項目という認識でよいか。

事務局

一方通行の解除に関しては以前より議論されているが、現在の整理では実現可能性が難しいという認識である。仮定の話は回答しづらいが、現時点ではそのような方向性にないため難しい。

委員

そのようなことではなく、位置づけが分からないため、一方通行の解除をやるとすれば交通計画や交通戦略等に記載されるべきものなのか。

事務局

にぎわいなのか、交通網の部分なのかというのは、一方通行の解除が整理・研究された整理の結果だと考える。現在は答えることができない。

会長

事業が実施されると決定されれば、例えば他の道路改良・交差点改良と同じようににぎわいの創出等にかかれる可能性はあるのか、という問いではないか。書いてくださいということではなく、もしもこの

ような状況であったら、戦略等に含まれる内容であるのかという趣旨だと思う。事業化されるとすれば道路改良と同じ扱いになるのではないか。

事務局

どのような整理がされるかによるが、どこかに位置づけられるとは思う。

委員

一般市民が、一方通行か、又は、かつてのような双方向の交通か、どちらを希望しているか、といった内容に特化したアンケート等を持っているか。

事務局

秋田市では持っていない。

委員

あったものが失われてしまったということもあると思うが、なぜ大事なアンケートを取っていないのか。市民の希望を市政に反映するのが一番望ましいことだと考えているため、現状のまま一方通行、あるいはかつてのような双方向、市民がどのように希望しているのか、という意見集約が必要なのではないか。

会長

秋田県でこのような調査をされたものはあるか。

委員

本日は資料がないため、確認できない。

会長

私の記憶でもない。なかなか難しい話である。確か、市民要望以前に、交通をスムーズに流せるかという検討を行っており、渋滞が悪化するという結果が出ていたような記憶がある。この部分では駅前の流れが悪くなり、車線数が不足してしまう状況になる。片側2車線ずつは取れず、どちらかが片側1車線になってしまい、渋滞が悪化しそうだという結果になっていたと思う。

ただし、市民の方がどう感じているかというのが把握しきれていない。もしかしたら必要なかもしれないが、どこで議論するのかという部分がある。事務局で話題を共有してもらえればと思う。

事務局

議事内容を庁内で共有することとする。

会長

資料3番号4の路線再編について、対応案のとおりだと思うが、ビジョンをよく読めば図中等で段階に分けられて示している。文章で記載の部分についても実証的な検討を進めながら、徐々に変更していく、ということが分かるような記載が良いのではないか。そうしなければこのように感じられる方も出てくる。

事務局

そのように対応する。

会長

検討が必ずしも実施ではないことはわかるが、検討した結果、良ければ実施になる、ということが伝わるような書き方をどこかに記載できないか検討してもらいたい。買物タクシーだけの話ではなく、事業全体の話に関わってくる部分になる。

事務局

承知した。

会長

協議事項について、一部検討事項はあるものの概ね承認でよいか。一部検討事項については事務局で検討し、必要な修正を行った上で私の方で確認をさせて頂き、承認することとする。

(一同)

承認。

4 その他

委員

なし。

司会

以上で本日の協議会を終了する。